

第3章 実行計画の基本的事項

3-1 実行計画の目的

2008年から2012年までの京都議定書の第一約束期間がスタートし、地球温暖化防止のための取り組みは国だけでなく、これまで以上に地域での取り組みが求められています。本市においては、平成16年3月に「日進市環境基本計画」を策定し、地球温暖化対策に資する様々な取り組みを市民と協働し取り組んでいます。

計画策定から5年余が経過する中、このわずか数年の間においても、異常気象などの直接的な市民生活への影響のほか、食糧生産、生物種の減少など地球温暖化による地球規模での深刻な影響が懸念されるようになりました。

また、地球の命をつないでいこうとする生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が2010年10月に愛知・名古屋で開催され、生物利用によって得られる利益の配分を定めた「名古屋議定書」や生物保全を目的とした「愛知ターゲット」が採択されるなど、市民の環境問題への関心がより一層、高まりを見せています。

そこで本市は、地球温暖化対策を推進するあたり、本市の自然的、社会的な条件を分析し、より地域に密着した効果的な施策を実施するため、市民・事業者の参加のもと「日進市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「実行計画」という。）を策定します。

3-2 実行計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第20条第2項に規定されている「都道府県及び市町村は、京都議定書目的達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする」に基づき策定するもので、地域内の全ての経済活動や家庭生活により排出される温室効果ガス排出量の削減に向けた市独自の目標等を掲げるとともに、日進市環境基本計画や国及び愛知県が進める地球温暖化対策との整合を図りながら、市民、事業者、市など各主体の協働のもと、当該目標の達成に向けた具体的な行動計画となるものです。

3-3 実行計画の対象

（1） 実行計画の対象範囲

本実行計画は、市域全域を対象とします。

（2） 実行計画が対象とする主体の範囲

市域の温室効果ガス排出の削減を図るためには、すべての主体の積極的な関与が必要です。

したがって、市民、事業者、市（行政）の三者を対象とします。

（3） 実行計画が対象とする温室効果ガス

本実行計画は、温室効果ガスのうち、私たちの生活に最も密接に関連し、また最も排出量の多いCO₂の削減を目指す計画とします。

3-4 実行計画の基準年度・目標年度

(1) 実行計画の基準年度

実行計画の基準年度はデータ入手可能な最新年の平成 19 年度（2007 年）とします。

日進市：温室効果ガス（CO₂）排出量推移を下表に示します。（詳細は第 5 章に記載します）

（単位：千 t CO₂）

区分	項目	H2	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
		1990年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
エネルギー起源 CO ₂ 排出量	排出量(千tCO ₂)	378	411	418	437	438	407	436	450	463
	対H2比率	100%	109%	111%	116%	116%	108%	116%	119%	123%
廃棄物CO ₂ 排出量	排出量(千tCO ₂)	2	4	5	5	5	5	5	5	6
	対H2比率	100%	233%	243%	260%	274%	249%	263%	285%	290%
CO ₂ 総排出量	排出量(千tCO ₂)	380	416	422	442	443	412	441	456	469
	対H2比率	100%	109%	111%	116%	117%	108%	116%	120%	123%

表 3-4-1 日進市：温室効果ガス（CO₂）排出量推移

(2) 実行計画の目標年度

計画の目標年度は、京都議定書の最終年である平成 24 年度（2012 年）を短期目標とし、国の目標年である平成 32 年度（2020 年）を中期目標とすることが望ましいとされていますが、この目標年度を目安とし「日進市環境基本計画」との整合を図るため、短期計画を環境基本計画の短期目標年度である平成 25 年度（2013 年）とし、中期計画を環境基本計画の最終目標年度である平成 35 年度（2023 年）とします。

計画	目標年度
短期計画	平成 25 年度（2013 年）
中期計画	平成 35 年度（2023 年）